
規 則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

**高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行細則の一部を改正する規則**

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法
律施行細則**

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第8条中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第9条及び第21条第1項第3号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第1号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第4号様式（第1面）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第5号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第6号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第7号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能

の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第8号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式（第1面）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第11号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第14号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第15号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記第16号様式中「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第17号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記第18号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条」に、「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

- ◎ 高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則